

1. 申請資格等について

Q1: 「連携」とは、「大学と派遣先（受入）機関の間」を意味するのですか。それとも「大学とJFの間」を指すのですか。

A1: 「大学とJFの間の連携」を意味しています。本プログラムに参加する日本国内の大学・大学院・短期大学を「連携大学等」と呼びます。

Q2: 申請できるのは4年制の大学に限られますか。

A2: 短期大学及び大学院も申請可能です。

Q3: 申請要領の参加資格に記載された「日本語教師養成課程若しくはそれに準ずる課程に所属する学生であること。」について、「日本語教師養成課程に準ずる課程」とは具体的にどのようなものでしょうか。

A3: 例えば、「日本語教員資格の取得を支援するコース」のように、日本語教育能力検定試験の受験に備えた内容が履修可能な講座や、大学が「日本語教師養成課程」と明示していないものの、日本語教育に関する授業科目が履修できる講座等を想定しています。

Q4: 研究生（非正規の学生）も申請できるでしょうか。

A4: 研究生など、当該大学の学籍を有しない非正規の学生は申請できません。

Q5: 日本語教育実習には単位の付与が必須ですか。

A5: いいえ、必ずしも単位の付与を求めてはいません。ただし、単位が付与される日本語教育実習を優先します。

2. 派遣先（受入）機関について

Q1: 派遣先（受入）機関とは大学間の協定等を締結している必要がありますか。

A1: 必ずしも協定等の締結は必要ありません。学生の派遣・受入について、協議に基づく双方の合意があれば申請可能です。
なお、合意に係る決められた形式はありませんが、必要に応じて、合意の存在が確認できる文書等を確認させていただく場合があります。

Q2: ASEAN への派遣を検討しているものの、派遣先（受入）機関の開拓が困難な場合、JF は斡旋してくれるのでしょうか。

A2: 斡旋はできません。ただし、参考情報の提供が可能な場合がありますので、参考情報を希望する場合はお問い合わせ窓口にご連絡ください。

3. 派遣時期・派遣期間等について

Q1: 派遣時期に制限はありますか。

A1: 原則として、申請要領に記載されている対象期間内での派遣としてください。対象期間を超えて派遣を継続する場合、対象期間外に発生する「航空賃（空港諸費用を含む）」、「住居費」、「海外旅行傷害保険料」は、JF の支給対象外となります。なお、申請書の派遣期間には、実際に予定されている渡航期間を記載してください。

4. 派遣の規模・予算について

Q1: 派遣先（受入）機関の数に制限はありますか。

A1: 制限はありません。複数の機関への派遣を申請可能です。

Q2: グループでの派遣は可能ですか。可能な場合、人数に制限はありますか。

A2: グループでの派遣は可能で、人数制限もありません。ただし、同行する引率者（教職員等）の旅費等の経費は JF の支給対象外です。

Q3: 同一の学生を複数回派遣できますか。

- A3: 次の条件を満たす場合に限り可能です。ただし、審査において優先順位が下がります。
- ・ 年度が異なる。
 - ・ 大学の責任ある選考・判断において、成績、将来性、意欲、取り組み等の点で合理性・必要性が認められる。

5. その他

- Q1 申請後に派遣先（受入）機関、人数、期間等の変更は認められますか。
- A1: 派遣先（受入）機関の変更は、やむを得ない事情がある場合に限り認めます。人数と期間は採用決定額の範囲内での変更を認めます。ただし、人数や期間等が減少する場合は、原則として相当額を採用決定額から減額します。
- Q2: 年度の途中に追加の案件を申請できますか。
- A2: 追加の案件の扱いは年度ごとに異なります。追加の案件の申請を受付ける場合は、JF ウェブサイト等でお知らせいたします。

6. 新型コロナウイルス感染症関連

- Q1: 渡航に際し PCR 検査を行った場合、その費用を JF に申請可能ですか。
- A1: PCR 検査の費用は JF の支給対象外ですので、申請いただくことはできません。
- Q2: 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、派遣先国・地域に到着後、現地の方針により一定期間の隔離（強制隔離、自主隔離）を行う場合、この期間に係る費用も JF に申請可能ですか。
- A2: 隔離期間の費用は JF の支給対象外ですので、申請いただくことはできません。
- Q3: 隔離が想定される場合、申請書の「派遣期間」には、当該期間も含めて記載しますか。

A3: 申請書には隔離期間を記載する必要はありません。ただし、現地入国後に一定期間の隔離を必要とする場合には、出発予定日の約 60 日前を目途に、JF が定める所定の書類を別途ご提出いただきます。詳細は採用決定通知とともにお知らせします。

<お問い合わせ窓口> 国際交流基金 日本語パートナーズ事業部 事業第 2 チーム
Tel: 03-5369-6136 FAX: 03-5369-6036
e-mail: nihongo_intern@jpf.go.jp